

議会日誌

- 5・15 小野議員議員研修会
参加(16)
19 座間市長、市議会議長等親善訪問：福島県須賀川市(20)
20 稲垣議員市町村議会議員特別研修参加(22)
21 基地対策特別委員会行政視察：陸上自衛隊朝霞駐屯地
23 議会運営委員会
議会だより編集委員会代表者会議
26 高座清掃施設組合議会厚木基地周辺五市議会議長会基地対策協議会総会
28 全国市議会議長会第八十四回定期総会：日比谷公会堂
29 全国市議会議長会天皇陛下下拝謁：皇居
30 第二回定例会本会議
6 第二回定例会本会議
9 第二回定例会本会議
10 第二回定例会本会議
12 総務常任委員会
教育福祉常任委員会
総務協議会
13 市民経済常任委員会
建設水道常任委員会
基地対策特別委員会
16 基地対策特別委員会
18 議会運営委員会

本会議の概要

- 五月三十日、開会、会期決定、会議録署名議員指名、議案上程・提案説明・質疑・付託省略・討論・採決、議案上程・提案説明・総括質疑・委員会付託、陳情上程・委員会付託、報告・質疑
六月六日、九日、一般質問
六月十日、一般質問、議

- 20 第二回定例会本会議
基地対策特別委員会
建設水道常任委員会
行政視察：北海道江別市、千歳市(24)
26 大和斎場組合議会
総務常任委員会行政視察：岐阜県多治見市、愛知県清須市(27・1)
7 2 厚木基地周辺市議会議長会行政視察
石川県小松市(3)
3 教育福祉常任委員会行政視察：新潟県三条市、加茂市(4)
4 相模原二ツ塚線及び水窪座間線建設促進協議会総会
10 政和会行政視察：愛知県小牧市、尾張旭市(11)
15 基地対策特別委員会要請行動：防衛省・南関東防衛局
16 全国市議会議長会基地協議会第六十九回理事會：全国都市会館
18 議会だより編集委員会
佐賀県唐津市議会議員行政視察来庁
30 山口県周南市議会議員行政視察来庁
31 全国市議会議長会第百三十二回社会文教委員会：全国都市会館

請願・陳情の結果

六月定例会各常任委員会で審査しました請願・陳情は次のとおり決まりました。

- 請願第7号 すべての子どもに行き届いた教育をするために三十人以下学級の早期実現を求める請願
陳情第57号 深刻な医師不足を打開するための法律を制定するよう国に対して意見書の提出を求める陳情
陳情第58号 「看護師等の人材確保の促進に関する法律」を改正するよう国に対しての意見書提出を求める陳情
陳情第64号 横浜地方裁判所相模原支部に合議制の審理を直ちに開始することを要望する陳情
陳情第65号 「鳥獣被害防除特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等の意見書の提出を求める陳情
陳情第66号 神奈川県最低賃金改定等についての陳情
請願・陳情の提出について
第三回(八月)定例会で、審査をするための請願・陳情は八月七日(木)までに議会事務局に提出していただきますようお願いいたします。

不採択

陳情第51号 座間市の私学助成制度拡充を求める陳情
陳情第52号 国・県に私学助成制度の充実を求める意見書の採択を求める陳情
陳情第62号 八月の休日に十五日を「平和の日」として設定するよう政府に意見書の提出を求める陳情
陳情第63号 JR不採用問題の早期解決に関する意見書を国に提出することを求める陳情

継続審査

陳情第54号 県の医療費助成制度見直しに関する陳情
陳情第55号 座間市における医療費助成制度維持に関する陳情
陳情第60号 小学校ランチルーム給食における強化磁器食器の継続使用を願う陳情
陳情第67号 効率的な生活排水処理施設整備の推進を求める陳情
陳情第68号 相模川流域下水道事業計画・寒川平塚幹線の計画中止を求める意見書の提出についての陳情

決、閉会

案上程・提案説明・質疑・委員会付託、報告・質疑
六月二十日、委員会審査報告・質疑・討論・採決、継続審査案件上程、基地対策特別委員会中間報告・質疑、追加議案上程・提案説明・質疑・付託省略・討論・採決、陳情上程(閉会中の継続審査)、農業委員会委員の推薦、追加議案上程(提案説明・質疑・委員会付託・討論省略)・採決、閉会
なお、質疑、総括質疑、討論は、次の議員が行いました。
専決処分に対する質疑五月三十日)
木村正博(公明党)、竹市信司(市民連合)、菊川ヨリ子(日本共産党)
総括質疑(五月三十日)
竹市信司(市民連合)、牧嶋とよ子(無党派)、中澤邦雄(日本共産党)
報告に対する質疑(五月三十日)
中澤邦雄(日本共産党)、木村正博(公明党)、竹市信司(市民連合)、鈴木健治政和会)
追加議案・報告に対する質疑(六月十日)
沖永明久(市民連合)
討論(六月二十日)
竹市信司(市民連合)、中澤邦雄(日本共産党)

決議・意見書

横浜地方裁判所相模原支部に合議制の審理を直ちに開始することを求める決議
司法改革は既に、制度設計・立法の段階から、それを実際に実行する時代へと進みつつあります。

具体的には、裁判所へのアクセスを拡充する観点から、平成十六年四月に提訴手数料が下げられ、利用者の負担軽減が図られました。また、個別労働紛争を速やかに、かつ、紛争の実情に即した解決を図るために、平成十八年四月から新しい「労働審判制度」が導入されました。また、全国において紛争解決に必要な情報やサービス提供が受けられる社会を実現するという観点から、同年四月に日本司法支援センター(法テラス)が設立され、同年十月から業務を開始しています。さらに、市民が直接司法に参加する制度として「裁判員制度」が新設され、同制度は平成二十一年五月までに実施されることが決まっています。

これらは、平成十三年六月に提出された司法制度改革審議会意見書の国民にとってより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのある司法とするため、国民の司法へのアクセスを拡充するとともに、より公正で、適正かつ迅速な審理を行い、実効的な事件の解決を可能とする」という理念を実現するものです。
しかしながら、現在、当地域においては、合議制の裁判が行われておらず、刑事重大事件や医療過誤訴訟などの複雑な重大事件は、横浜地方裁判所本庁で行わざるを得ない状況が続いています。これは、横浜地方裁判所相模原支部の人員が不足しているためです。同支部では、右記の「労働審判事件」も行うことができません。また、今後実施される「裁判員制度」も行われません。これらはすべて、横浜地方裁判所本庁まで行って行わなければならないのです。

司法制度改革審議会意見書が指向する「国民にとってより利用しやすく、わかりやすく、頼りがいのある司法」を真に実現するためには、いずれの地域においても住民が良質の司法サービスを受けられる制度を確立し、「法の支配」を津々浦々へ浸透させることが不可欠です。
横浜地方裁判所相模原支部の管内人口(相模原市、座間市)は、八十三万三千六百八十八人(平成十九年十二月一日現在)にも達しています。全国には、人口三十万人程度の県庁所在地が複数あり、これらの地域では当然のように合議制の裁判が行われていることに照らすと、相模原支部で合議制が行われていないことは極めて不均衡であり、到底看過されるべきではなく、直ちに是正されなければなりません。

以上の理由から、当地域の住民への良好な司法サービスの提供を図るよう求めます。
米重ヘリコプターの不時着事故再発防止を求める決議
二〇〇八年六月十一日午後三時二十五分頃、キャンブ座間から横田基地へ帰還のため飛び立った横田基地所属の米重空軍第三七四空輸団傘下、第四百五十九空輸中隊所属のUH-1Nヘリコプターが、トランスミッショントラブルのため相模原市田名の相模川の中洲に不時着する事故が発生したことは誠に遺憾である。

今回の事故は幸いにも人的・物的被害がなかったとはいえ、多くの市民が訪れる河川敷での不時着は、一歩間違えば人命にかかわる重大な事故につながるものである。
横田基地所属のUH-1Nヘリコプターについては、一年前にもオイルがトランスミッションに漏れたため横浜市内に不時着するという事故を起こしており、日ごろの飛行訓練等において航空機事故の不安を常に抱いている座間市民にとって、今回の事故は大きな衝撃となっている。

よって本市議会は、今後、航空機事故が起きることのないよう強く抗議するとともに、航空機の確実な整備点検の実施など安全管理を徹底し、再発防止に万全を期すことを米重軍に申し入れるよう強く要請するものである。

神奈川県に「食の安全・安心の条例制定」を求める意見書

国会は二〇〇三年に国民の「健康保護」「食品の安全確保」を明記した食品安全基本法を成立させた。
そのことにより政府はこれまでの業者優先の食品行政を反省し、「国民の健康保護が最も大切」「行政事業者の責務を定める」「リスク分析手法の導入」という画期的なものとなった。

これを受け地方自治体は地域の条件に応じた施策を取り入れたり健康の保護を最も重視し、食の安全確保の施策をいっそう具体的にその実効性を高め、食の安全・安心行政を充実させることが求められている。
すでに、全国十七都道府県(内閣東園では東京都、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県)で「食の安全・安心条例」を制定している。

神奈川県は、中国製キョーザ中毒事件や食品表示の偽装事件など食の安全を脅かす事件が相次ぐ中、食の安全・安心の確保に向けて県の姿勢や施策の方向性を示した基本指針を年度内に策定するよう目指している。
しかし、今なお多くの県民が食の安全に対して不安を感じており、食品事業者と消費者との信頼関係欠如や県民への情報不足を指摘している。

これに対し、検討されている指針では中・長期的な目標、施策を決めた基本計画にその方向性がないなど、不十分さが指摘されている。
よって本市議会は、神奈川県に対し、指針ではなく次の条項を明記した条例制定をすることを強く求めるものである。
一 施策を総合的かつ計画的にするための基本計画を明記すること。
二 食の安全・安心に対して、生産から消費まで途切れのない、事業者をはじめとした関係者による自主的な取り組みと、予防的観点からの取り組みを明確にすること。

三 食の安心に関する県民へのわかりやすい情報提供と県民とのリスクコミュニケーションについて明確にすること。
四 食の安全・安心の施策決定過程への県民参画を強め、行政、事業者、消費者専門家による意見交換の場である審議会を設置すること。
子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書
女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約八千人が子宮頸がんと診断され、およそ二千五百人が亡くなっています。

子宮頸がんには、他のがんにならない特徴があります。一つは、発症年齢が低いということです。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、一九七八年ごろは五十歳以降だったのに対し、一九九八年には三十代になり、二十代、三十代の若い女性の子宮頸がんが急増しています。
もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス(HPV)による感染であるということです。八割近くの女性が一生のうちHPVに感染するもの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれています。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、二〇〇六年六月に米国を始め八十九国以上の国で承認されています。つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということになりました。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておりません。わが国においても予防ワクチンへの期待は高まっています。
よって政府におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、次の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。
一 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査をすすめること。
二 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと。

三 日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと。
携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
レアメタルを含む非鉄金属はわが国の産業競争力の要ともなわれており、その安定確保はわが国の産業にとって重要な課題である。近年、国際価格の高騰

(5面へ続く)